

第2回 千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会

日時 平成17年12月16日(金)

10:30~12:00

場所 ぱ・る・るプラザ千葉

6階「けやま 櫻」会議室

議 事 次 第

- 1 開 会（あいさつ）
- 2 委員の紹介
- 3 議 事
 - (1) 第1回委員会議事内容について
 - (2) 移動性阻害箇所（暫定20箇所程度）案の抽出について
 - (3) 移動性阻害箇所（確定10箇所程度）の選定の考え方について
 - (4) パブリックコメント実施方法（案）について
 - (5) その他（次回日程調整）
- 4 閉 会

第2回 千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会

席次表

千葉工業大学工学部教授

赤羽 弘和 委員長

千葉県バス協会常務理事
加藤 廣 委員

千葉日報社
取締役業務局長
川名 親 委員

千葉市建設局道路部長
井上 直人 委員

千葉県県土整備部
道路計画課長
蓑輪 昇 委員
(代理)
道路計画課企画調整室長
金澤 和信

千葉県警察本部
交通企画課長
佐藤 譲二 委員
(代理)
交通企画課 理事官
高橋 誠

千葉県警察本部
交通規制課長
小林 安久 委員
(代理)
交通規制課 理事官
嶋田 英明

国土交通省関東地方整備局
首都国道事務所長
吉木 務 委員
(代理)
首都国道事務所副所長
小椋 公之

国土交通省関東地方整備局
東京湾岸道路調査事務所長
石川 直幸 委員

国土交通省関東地方整備局
千葉国道事務所長
有田 幸司 委員

事務局

千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会

設立趣意書

平成17年11月21日
千葉県国道事務所

1. 設立の趣意

道路行政は、標準品の大量供給から、国民の選択に基づく良質なサービスの提供へと変換し、行政スタイルもこれに見合った形に変わっていくことが必要となっています。

今後は、分かりやすいデータや指標を公表し、幅広く県民の意見を聞きながら、施策を進めることが重要と考えています。

この為、この取り組みとして、千葉県内における移動の阻害要因となっている事象を、いろいろなデータや指標で明示し、県民とともに対策必要箇所の選択及び改善を行い、県民と共に成果重視の道路行政を実践するものです。

本委員会は、別紙に示す学識経験者並びに様々な分野の方々の御意見、御提言を賜わりながら、総合的に検討を行い、広く県民にお知らせし、より良い成果をとりまとめていくことを目的に設立するものです。

2. 委員会名簿 別紙のとおり。

3. 主な審議事項

- (1) 移動性向上に関する事
- (2) パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関する事
- (3) その他必要な事項

千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会名簿

委員長	赤羽 弘和	千葉工業大学工学部	教授
委員	佐藤 譲二	千葉県警察本部	交通企画課長
〃	小林 安久	千葉県警察本部	交通規制課長
〃	小石 まさよ	千葉県商工会議所連合会	事務局長
〃	吉川 秀明	千葉県トラック協会	事務局長
〃	加藤 廣	千葉県バス協会	常務理事
〃	川名 親	千葉日報社	取締役業務局長
〃	蓑輪 昇	千葉県 県土整備部	道路計画課長
〃	井上 直人	千葉市 建設局	道路部長
〃	有田 幸司	千葉国道事務所	所長
〃	吉木 務	首都国道事務所	所長
〃	石川 直幸	東京湾岸道路調査事務所	所長

事務局	国土交通省 関東地方整備局	千葉国道事務所	調査第一課
	国土交通省 関東地方整備局	首都国道事務所	調査第二課
	千葉県 県土整備部	道路計画課	

千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会規約

（設置）

第1条 千葉県内の移動性の向上を検討する委員会（以下「委員会」という）は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所が設置する。

（目的）

第2条 委員会は、公正・中立な立場から、協働をモットーとして実施する各種移動性向上方策に対して、道路利用者や国民の意識からずれがないか、「経営としての適切さ」を様々な立場で議論する場と位置づけ、千葉県内の道路行政運営に反映する。

（所掌事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- （1）移動性向上に関すること
- （2）パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関すること
- （3）その他必要な事項

（構成）

第4条 委員会は、有識者、行政委員をもって構成し、委員の構成は別紙の通りとする。
2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

（第三者性）

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、活動の始動期とする。尚、任期はプロジェクトの進行状況により延期できるものとする。

（委員長）

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。
2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員長は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会資料の公表)

第10条 委員会における資料については、委員会終了後公表するものとする。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所調査第一課、首都国道事務所調査第二課及び、千葉県県土整備部道路計画課に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成17年11月21日から施行する。